

成年後見人等の報酬に対する助成について

太子町では、成年被後見人等（成年被後見人、被保佐人、被補助人）の収入や資産等の状況から、成年後見人等（成年後見人、保佐人、補助人）に対する報酬を負担することが困難な場合に、報酬の全部又は一部の助成を行っています。

令和 5 年 4 月 1 日より、対象範囲を拡大し町長申立て以外の事案についても対象としています。ただし、この場合は、令和 4 年 4 月 1 日以降に、家庭裁判所より報酬付与の審判があったもの（令和 4 年 4 月 1 日以降の後見人等業務に対する報酬）を対象とします。

1 助成の対象者

下記の対象要件(1)から(4)の要件をすべて満たしている方が対象となります。

(1) 次のいずれかに該当すること。

㊦太子町内に住所を有する者

原則、本町以外の市区町村による老人福祉法等に基づく措置の対象者、介護保険法第 13 条第 1 項に規定する住所地特例対象被保険者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」という。）に基づく自立支援給付等を受けている者は除く。

㊧太子町が老人福祉法等に基づき措置をした者

㊨太子町が介護保険の保険者である住所地特例対象被保険者

㊩太子町による総合支援法に基づく自立支援給付等を受けている者

(2) 次のいずれかに該当すること。

㊦生活保護受給者

㊧活用できる資産、貯蓄等が乏しく、成年後見人等の報酬の全部または一部の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難で生活保護受給者に準じると町長が認めた者

家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った時点での助成対象者の資産（預貯金・現金など）から、町が必要と認める生活費（定期的な支出の 3 カ月分を目安）と報酬審判額を必要経費として確保したうえで、不足する場合。

(3) 本町以外の市区町村又は団体等が実施する制度により同様の助成を受けていないこと。

(4) 成年後見人等が親族ではないこと。

2 助成内容

(1)対象助成費用

成年被後見人等の資産から、町が必要と認める生活費（定期的な支出の3カ月分を目安）を確保したうえで報酬審判額に不足する額と助成上限額のうち、少ない金額を助成します。

(2)対象期間

助成対象期間は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した期間のうち、直近の12カ月を限度とします。ただし、成年被後見人等が就任した初年の報酬及び成年被後見人等が死亡した場合の報酬については、12カ月以上であっても対象となる場合があります。

(3)助成額の上限

助成額は、家庭裁判所が報酬付与の審判により決定した報酬額の範囲内で、次のとおり上限額を定めています。

- | | |
|-----------------------------|------------|
| ㊦成年被後見人等の生活の場が在宅の場合 | 28,000円/月額 |
| ㊧成年被後見人等が施設又は病院等に入所又は入院中の場合 | 18,000円/月額 |

※上限額については、助成対象期間の各月の初日の状態によるものとします。

※サービス付き高齢者向け住宅やそのほか類似の住宅は、「施設」とします。

※成年被後見人等が死亡した場合は、遺留財産が報酬額を下回る場合に対象となり、助成上限額の範囲で不足する金額を助成します。

3 申請できる人

対象者の成年被後見人等が申請できます。

4 申請期限

家庭裁判所が決定した報酬付与の審判の日の翌日から起算して2カ月以内に申請してください。

5 助成決定までの流れ

(1)下記の窓口に必要な書類を提出してください。

必要な書類一覧	
㊦	成年後見制度報酬助成申請書
㊱	対象者の収入状況の分かる書類(年金通帳等の写し等)
㊲	後見等事務報告書(定期報告)の写し
㊴	財産目録の写し
㊵	通帳の写し
㊶	対象者にかかる必要経費が分かる書類(金銭出納簿・領収書等の写し等)
㊷	報酬付与の審判書謄本の写し
㊸	成年後見人等決定を受けたことが分かる書類の写し
<成年被後見人等死亡時のみ>	
㊹	死亡届・死亡診断書、除籍等の写し (提出書類は原則同じ)

※報酬助成の決定にあたり、上記書類で不足する場合は、その他必要書類を依頼することがあります。

(2)申請書類の審査後、助成金交付決定(不交付決定)の通知を申請者宛に送付します。

(3)交付決定の場合は、速やかに助成金交付請求書を提出してください。

(4)指定の口座に助成金を振込みます。

6 申請先・申請窓口

報酬助成を申請される場合は、下記の窓口まで郵送または持参にてご提出ください。

〒671-1592 揖保郡太子町鵜280番地1

・成年被後見人等が65歳以上場合

高年介護課 電話079-276-6639 e-mail:kaigo@town.hyogo-taishi.lg.jp

・成年被後見人等が65歳未満の場合

社会福祉課 電話:079-277-1013 e-mail:fukushi@town.hyogo-taishi.lg.jp

※成年被後見人等のサービス利用等の状況により、担当課が異なる場合がありますので、事前にご相談ください。